令和6年度第2回茨城県薬剤師確保対策協議会 結果

- 1 日時:令和6年8月9日(金)15時~16時15分
- 2 開催場所:Webex によるオンライン会議
- 3 結果:
- (1)協議事項
 - ア 茨城県病院薬剤師卒後研修プログラムガイドライン (案)
 - イ 病院薬剤師卒後研修プログラム自己評価票(案)
 - ウ 病院から提出された病院薬剤師卒後研修プログラムの審査 ※ア〜ウは、全会一致で承認
- (2) 報告事項

これまでの各種事業の進捗状況について説明した。

【以下、各委員からの主な意見】

≪協議事項≫

- ・ 薬剤師の卒後研修は義務化されておらず、病院薬剤師は卒業後すぐに 0JT で業務を開始することが問題視されている。リスクの高い業務等への薬学生の不安がある。
- 茨城県には薬学部がなく、県外で実習を行うため、U ターンする学生が少ない。
- リスクのある業務を研修せずに行わないように、新人教育のプログラムが必要
- ・ 厚生労働省の「薬剤師卒後臨床プログラム」に基づき、茨城県病院薬剤師卒後研修プログラムガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を作成しており、認定薬剤師の取得が診療報酬の加算要件の一つでもあり、奨学金返済中の学生や優秀な学生に対して、キャリアアップできる研修システムとしても必要
 - →ガイドラインは柔軟に対応する。(事務局)
- ・ ガイドラインは指針であり、病院薬剤師確保連絡協議会と連携して進める。
- ・ 専門薬剤師の取得基準は学会によって異なり、具体的な数は把握していないが、日病薬薬学 認定薬剤師は多くの薬剤師が取得している。
- ・ 研修者への教育体制や指導体制の整備が必要であり、指導者への支援体制も検討中(事務局)
- ・ 中小病院での病院薬剤師卒後研修プログラム(以下「研修プログラム」という。)の履行は 難しく、大病院との連携をしてほしい。
- 病院薬剤師確保連絡協議会等への精神科単科病院の参加が少ないが、薬剤師確保のために 全ての病院に声をかけている。

≪報告事項≫

- ・ 奨学金返済支援事業等については地域医療介護総合確保基金を活用しているため、研修プログラムが必要であり、奨学金返済していない学生を採用する場合、このプログラムを使って研修するかは各病院での判断である。
- ・ 薬学生修学資金貸与事業の地域枠の選考での面接は、大学受験前に希望者が制度への誤解 が無いように確認するため事業参加の意思を確認するためである。